

# 米国の関税措置に対する国内対応について

2025年4月11日

経済産業省

# 国内企業への影響（4/9時点）

- 全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、事業者からの相談にきめ細かく対応。
- これまでJETROを中心に計1,153件の問い合わせあり。関税措置の詳細に関する問い合わせが主だが、将来仮に発注が減少した場合の資金繰り不安や支援措置についても相談あり。
- また、関係業界・企業に積極的に訪問・ヒアリングを実施し、プッシュ型で影響を調査・把握。資金繰りへの懸念のほか、輸出先の切替や経営の高度化に向けた取組を検討する声あり。

## <相談窓口における対応>

- ✓ 案件の大宗はJETROに対する、関税措置の詳細に関する問い合わせ（計954件）。
- ✓ 「輸送用機械器具製造業」98件、「商社・貿易業」93件、「電気・電子機械器具製造業」80件、「小売業」53件、「精密機械器具製造業」39件、「卸業」36件など幅広い業種から相談あり。
- ✓ 内容は、自社の製品に何%の関税が適用されるのか（569件）、自社の製品が関税措置の対象になるのか（456件）、原産地の判断方法（47件）、関税率の適用は従量基準か従価基準か（15件）など。

## <プッシュ型調査での声>

【今後の見通し・対応】

- 現時点ではどのような影響が出てくるかは不透明。今後の動向を注視。（自動車・素形材・電子部品等）
- 米国向けの輸出を、足下ではアジア向けに切替えることも含めて検討中。（化学・業務用機械）
- リスクに強くなるためにも、中長期的には自動車以外の分野への進出など経営の高度化が重要。設備投資など前向きな取組を応援してもらいたい。（自動車）

【資金繰り等への不安】

- 将来仮に今後発注が減少した場合の資金繰りや雇用維持への不安が非常に大きい。（自動車）

# プッシュ型の影響把握（政務による現地訪問）

- 現場の声を積極的に拾う「プッシュ型の影響把握」をただちに開始。
- 4/7には古賀副大臣が群馬を、4/10には加藤政務官が広島を訪問し、現地の自動車メーカーやサプライヤーと直接意見交換。これを皮切りとして、大臣以下政務、事務方幹部一体となって、切れ目なく取組を進める。

## ＜古賀副大臣の群馬訪問 結果概要＞

- ✓ 4月7日（月）
- ✓ 自動車メーカー 1社（株式会社SUBARU）  
自動車サプライヤー 計6社

### ＜スバルとの意見交換＞



### ＜サプライヤーとの車座＞



## ＜加藤政務官の広島訪問 結果概要＞

- ✓ 4月10日（木）
- ✓ 自動車メーカー 1社（マツダ株式会社）  
自動車サプライヤー 計7社

### ＜マツダとの意見交換＞



### ＜サプライヤーとの車座＞

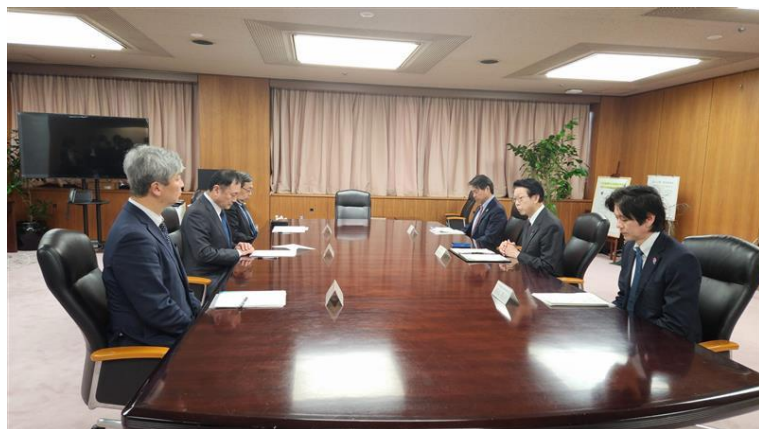


# プッシュ型の影響把握（主要業界との意見交換）

- サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい**業界等と政務による取引適正化にかかる意見交換を実施。**
- その中で、米国の関税措置が各業界のサプライチェーンに影響が及ぶ可能性について触れながら、**中堅中小の部品メーカーとの適正な取引を要請。**

- サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい業界：  
産業機械業界（4/7 武藤大臣対応）、自動車業界（4/8武藤大臣対応）
- 価格交渉促進月間の結果等を踏まえて、発注側としての意識の醸成及び労務費の転嫁について特に積極的に取り組むべき業界：  
素形材業界（4/10古賀副大臣対応）

<産業機械業界（4/7）>

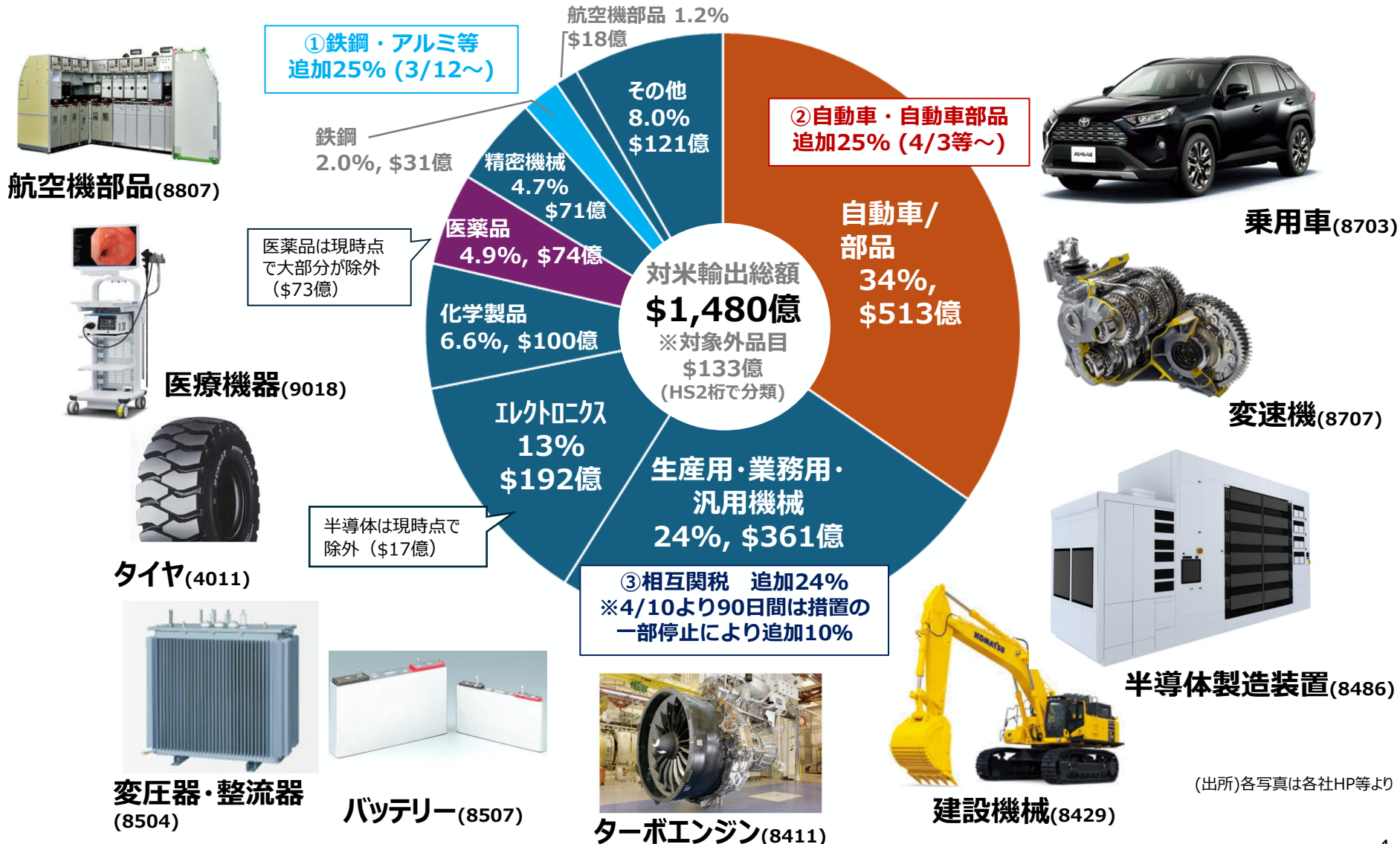


<自動車業界（4/8）>



# 米国の日本からの輸入品目と追加関税賦状況

①鉄鋼・アルミ及び派生品、②自動車及び自動車部品、③相互関税と追加関税が公表。  
幅広い業界や企業へのヒアリングを実施し、国内産業への影響精査中。



(参考) 米国の日本からの輸入品目 (HSコード4桁ベース : 2024年)

|                                               | HSコード   | 品目名                                        | 輸入額<br>(億ドル) | 割合<br>(%) |
|-----------------------------------------------|---------|--------------------------------------------|--------------|-----------|
| 自動車・自動車部品関税+25%                               | 1 8703  | 乗用車その他自動車                                  | 408          | 27        |
|                                               | 2 8708  | 自動車部品                                      | 74           | 5         |
|                                               | 3 8429  | 建機（ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル） | 53           | 4         |
| 相互関税+10%<br>（なお、この中に、自動車部品や鉄鋼アルミ関税の対象品目も含まれる） | 4 3002  | 医療品（血液等の免疫産品、ワクチン、毒素、細胞培養物等）               | 53           | 4         |
|                                               | 5 8486  | 半導体製造装置                                    | 39           | 3         |
|                                               | 6 8443  | 印刷機並びに部分品及び附属品                             | 32           | 2         |
|                                               | 7 8507  | 蓄電池                                        | 30           | 2         |
|                                               | 8 8411  | ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン                  | 22           | 1         |
|                                               | 9 9018  | 医療用機器                                      | 21           | 1         |
|                                               | 10 3824 | 化学工業において生産される化学品及び調製品                      | 20           | 1         |
|                                               | 11 3004 | 医薬品                                        | 19           | 1         |
|                                               | 12 8807 | 航空機部品                                      | 18           | 1         |
|                                               | 13 8409 | エンジン部品                                     | 16           | 1         |
|                                               | 14 4011 | ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)                       | 15           | 1         |
|                                               | 15 8504 | 変圧器、整流器、インダクタ                              | 15           | 1         |

※ただし医薬品・半導体等の対象外品目あり